

## 2 税制改正による増減収見込額（令和8年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	△ 292	△ 547	△ 838			
（1）物価上昇局面における対応	△ 283	△ 531	△ 814			
（2）ひとり親控除の控除額の引上げ	△ 8	△ 16	△ 24			
2 不動産取得税	△ 4		△ 4	△ 45		△ 45
（1）新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等						
①床面積要件の見直し	△ 41		△ 41	△ 41		△ 41
②立地要件の見直し	37		37			
（2）免税点の引上げ	△ 9		△ 9	△ 9		△ 9
（3）その他	9		9	6		6
3 軽油引取税	△ 4,687		△ 4,687	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,687		△ 4,687	△ 4,297		△ 4,297
4 車体課税	△ 1,685	△ 253	△ 1,938	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 253	△ 1,938	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
5 固定資産税		△ 44	△ 44			
（1）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長		△ 10	△ 10			
（2）免税点の引上げ		△ 39	△ 39			
（3）その他		6	6			
合 計	△ 6,668	△ 844	△ 7,511	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	150	△ 107	42	△ 17	△ 16	△ 32
個人住民税	△ 35	△ 28	△ 64			
法人住民税	△ 13	△ 79	△ 92	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	84		84	△ 14		△ 14
地方消費税	114		114			
再 計	△ 6,518	△ 951	△ 7,469	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

・森林環境譲与税の減収額は、平年度△8億円と見込まれる。

・特別法人事業譲与税の減収額は、平年度△308億円、初年度△6億円と見込まれる。

（注3） 上記の国税の改正に伴うもののうち、実上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる法人住民税及び法人事業税の増収見込額は平年度332億円である。

（注4） 物品販売に係る地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度42億円である。

（注5） 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。

（注6） 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。